
平成27年第1回大和町議会定例会会議録

平成27年3月13日(金曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副町長総務課長 事務取扱	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長 兼都市建設 課 長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者 兼会計課長	佐 藤 三和子 君
まちづくり 政策課長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危機対策室長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴収対策室長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	野 田 美沙子
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長（大須賀 啓君）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番槻田雅之君を指名します。

日程第2「委員長報告（平成27年度各種会計予算の審査結果について）」

議 長（大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成27年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長高平聡雄君。

予算特別委員会委員長（高平聡雄君）

報告いたします。

今定例会において、去る3月3日本特別委員会に審査を付託されました平成27年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

議 長（大須賀 啓君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありました。予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにいたします。

日程第3「議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

どうもご苦労さまでございます。

予算につきまして、問題があるということで反対の討論をさせていただきます。

毎回お話ししていることでもございますが、税の所属の再分配の機能というところで疑問を持つということもございます。今回の予算の中で、商工振興費ですかね、1億6,294万円、その中で企業立地関係が8,999万円ございます。関係する6社ということで説明もございました。

また、今回というんですかね、昨年というんですかね、撤退する企業もあるということもございます。その際にも奨励金の全額の返金というわけにはなっていないようでございます。名前を聞けば、名立たる企業のようにございます。そしてまた、税金が入ってくる、そういう見込みもあるのではあります。しかしこの要件の中には地元からの採用とか、そういったものもない、ただトータルの金額とか、そういうものだけの奨励金というふうになっています。いわば体力がある企業、そういったところに、予算全体とすると1%も満たない10.94%、100分の1ではあるんですけども、やはり税金の使い方としてはいかがなものかということで、反対とさせていただきます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。ございませんか。10番伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

私は、賛成の立場から討論いたします。

平成27年度一般会計予算総額は95億7,100万円、前年度に比較して1億2,700万円、約1.3%の増で、財源は町税40億5,622万3,000円、地方交付税15億5,481万2,000円、国庫支出金11億6,427万円、県支出金6億7,726万円、町債3億8,080万円、そのほかの収入、財政調整基金2億8,000万円、まちづくり基金1億880万円等の基金繰入金をもって充当し、中期財政見通し、複数年度の財政状況を踏まえ、計画的な対策、対応を図っており、事業実施には既存事業、新規事業に問わず事業の目的を達成するために何が最善の方法であるかを、最小の経費投入で最大の効果を生む方法であるかを十分に検討していただき、政策的に実施する事業については、その必要性と効果を改めて検証することなど、効果的な執行に期待し賛成といたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第29号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第29号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第30号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第30号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第31号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第31号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第32号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第32号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第33号 平成27年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第33号 平成27年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第34号 平成27年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第34号 平成27年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第35号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第35号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第36号 平成27年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第36号 平成27年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第37号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第37号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について
討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第38号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第38号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算につい
て討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第39号 平成27年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第39号 平成27年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

それでは、議案書59ページをお願いいたします。

議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成26年11月28日、仙台市太白区東郡山1丁目2番5号地先で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、大和町職員の運転する公用車が、平成26年11月28日午後0時10分ごろ、仙台市太白区東郡山1丁目2番5号地先、国道4号バイパス南進車線仙台大橋右岸から約200メートル付近において、宮城県中央児童相談所へ出張途上において、信号待ちのため停車していた車両の後方に追突する事故を起こしたものでございます。

損害賠償の額でございますが、大和町と相手方は過失割合を大和町が100%、相手方がゼロ%とし、大和町は相手方に対し相手方の車両の損害額22万3,084円を支払うものでございます。大変申しわけございませんでした。

議 長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第41号 大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する
条例の一部を改正する条例」

議 長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第41号 大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。副町長総務課長事務取扱遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱（遠藤幸則君）

では、追加提案させていただいております議案書のほうの1ページのほうをお開き
ください。あわせて、説明資料議案第41号関係、こちらのほうもお目通しをお願いした
いと思います。

議案第41号 大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例でございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。第2条に新たに公立大学法
人宮城大学を加えるものでございます。このことにつきましては、公益的法人等への
一般職の地方公務員の派遣等に関する法律がございまして、公益的法人等へ職員を派
遣するには条例により定めることとなっており、今回派遣先に新たに公立大学法人宮

城大学を加えるものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。今回の宮城大学の職員の派遣に関してであります。目的としましては職員の地域政策論や地域計画のプランニング、事業計画等のいわば政策形成能力のスキルアップのため、また調査研究事務または地域課題研究など、実務研修等への関係で職員を派遣する目的とするものであります。

宮城大学におきましては、1997年の開学以来、本町におきましても各種計画作成の際の検討委員会並びに審議会等の座長等に、アドバイザー等に委嘱をさせていただいており、現在もデマンドタクシーの導入の際の地域公共交通検討委員会や南部コミセンの整備検討委員会への座長、またはアドバイザー等にも委嘱を今お願いしている状況でもございます。

大和町では、第四次総合計画の中間見直しの関係、さらには地方創生に係ります地方版の総合戦略の作成など、今後のまちづくりの方向づけを決める重要な施策がこれから展開される課題となっております。今般、宮城大学へ職員を派遣することにより、宮城大学とのパイプのつながりを持って、これからの課題に当たっていきいたいというふうに考えているところから、今回職員を派遣し、その能力等もあわせてスキルアップを図りながら、まちづくりに資したいと思って、今回の派遣を宮城大学を加えたものであります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第42号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第42号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

それでは、議案第42号関係、議案書2ページをお願いをいたします。

議案第42号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

第4号補正予算につきましては、平成25年度地域支援事業交付金の額の確定によります償還金でございます。県より、2月27日に確定額通知書の発出がなされ、3月2日に受理をいたしたところでございまして、今月末までに償還を求められているところでございます。

ご提案をいたしておりました議案第18号 介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましては、3月2日に議会の皆様よりご可決を賜ったところでございまして、第4号補正予算といたしましてをお願いをするものでございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,397万5,000円とお願いするものでございます。2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分等は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の2ページをお願いをいたします。

歳入でございます。歳入につきましては、7款繰入金2項1目財政調整基金より繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。3款1項1目第1号被保険者還付加算金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度地域支援事業交付金の額の確定によります償還金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「同意第1号 宮床財産区管理委員の選任について」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、同意第1号 宮床財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、同意第1号ということでございますが、議案書の60ページをごらんいただきたいと思います。

宮床財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を宮床財産区管理委員に選任いたしましたので、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

記といたしまして、氏名、住所、生年月日がございますが、氏名につきましてはお一人目、早坂 洋さん、お二人目、八嶋良雄さん、3人目、鎌田 勲さん、4人目、大熊勝良さん、5人目、佐藤文徳さん、6人目、浅野 衛さん、7人目、枝並秀雄さんでございます。それぞれ推薦委員の方々から推薦をいただきまして、町のほうに推薦をいただきましたので、今回議会に提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番中川久男君。

1 5 番（中川久男君）

同意第1号、今町長の説明がございました。これで、今回の同意を求める委員さん、新人の方は何名おられるんでしょうか。まずもって、それをひとつお聞きしたいと思います。というのは、予算委員会でここ聞くのを忘れてしまいまして、ここで確認をしておきたいなということでございますので、ひとつお願いをしたいと思います、よろしいですか。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

新人という方かどうかはあれでございますけれども、新しくご推薦をいただいた方につきましては3名でございます。

議 長（大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番（中川久男君）

宮床財産区委員会に選任したいのと、財産区条例の、これは第3条の規定に基づきと、我々長い議員生活やっているんですけども、この財産区問題の委員の選出、これは昔からといえば吉田、落合、宮床、昔からの土地カンがあって、そういう協力してきた体制の中の方だと私は今まで思っておりますが、今回全く地元でない方というのは、後からよその町から転入した方がなっていると、私もこの名字見ただけで大体わかるんですけども、その辺の財産区の推薦に対しての中身の内容というものは、お聞かせできるんでしょうか。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

中身の内容というのがちょっとあれでございますが、資格といいますが、そこにつきましては、先ほど申しましたとおり、財産区条例の委員の選任ということでございます。第3条にございまして、委員は財産区の区域内に2カ年以上住所を有する世帯主で、町議会議員の被選挙権を有する者で、地区から推薦のあった者を町長が議会の同意を得て選任するというところでございますので、資格といいますが、そのことにつきましては、今申し上げた内容になっております。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

この辺、やっぱり提出されたそのものの中身は財産区問題のことなんだろうけれども、我々もその条例の中身、会則というのかな、結局今町長が示したように2年以上の住んで、町の選挙権があるような今言ったような中身で、本当に本来の財産区という趣旨に基づけば、昔の既存の人たちが一生懸命働いてきたそのものの財産でないのかなと、それがもし全く居住だけが2年を過ぎたということで、部落からの推薦がありましたよということになれば、吉田でもそういうことがあったのかなと、落合でもあったのかなと、私でいえば差別しているようですけども、既存の小野地区、宮床地区、石倉地区という方々のメンバーが恐らくそういうものにタッチしていると思いますが、この杜の丘1丁目という方であれば、いかがな人材の方なんでしょうか。お聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますが、これ財産区条例という条例に決まっております。その中で、推薦人というのは各、宮床地区だったら宮床地区の各地区から推薦人を選任してもらいまして、推薦人の方々がお集まりになりまして、その地区地区で推薦が挙がった

方々を選考しまして、そしてその推薦委員会の中で推薦が挙がってきた方が今回の方々でございます。町のほうでといいますか、この町のやり方とすれば、地区から推薦をいただく方々について、我々は議会に提案するという形になっておりますので、その手続を踏んできた方ということでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ぜひ、やっぱり財産区管理委員会の条例があるわけですから、その辺推薦委員会からの推薦があったことに対して町では同意を求めるだけのお話のようですが、逆にこの財産区委員会のその委員になっている方、この中の規約みたいなものは知っている方いるなら聞かせていただきたいなと思いますが、いかがなものなんですか。それはまた別なんですかね。

議 長 （大須賀 啓君）

中川委員、それはここでの質問はいかがかなと思います。後で財政課等に中身についてはお尋ねしていただければいいのかなというふうに思います。（「はい、終わります」の声あり）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、同意第1号については同意することに決定いたしました。

日程第19「同意第2号 吉田財産区管理委員の選任について」

議長 長（大須賀 啓君）

日程第19、同意第2号 吉田財産区管理委員の選任についてを議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）

それでは、同意第2号でございます。

吉田財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を吉田財産区管理委員に選任いたしたく、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、お一人目、若生正義さん、お二人目、原 弘弥さん、3人目、堀田多美夫さん、4人目、佐々木久夫さん、5人目、堀籠俊郎さん、6人目、佐々木文夫さん、7人目、佐藤秋夫さんでございます。この7名につきましても、先ほど申しましたとおり、地区の推薦委員会からの推薦をいただきまして、町のほうに推薦いただきましたので、今回議会のほうに提案をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、同意第2号については同意することに決定いたしました。

日程第20「同意第3号 落合財産区管理委員の選任について」

議 長（大須賀 啓君）

日程第20、同意第3号 落合財産区管理委員の選任についてを議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

それでは、同意第3号でございます。

落合財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を落合財産区管理委員に選任いたしたく、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、1名目、福田和雄さん、2名目、品川 博さん、3名目、高平 渉さん、4名目、瀬戸松夫さん、5名目、櫻井秀伍さん、6名目、櫻井安春さん、7名目、高橋正志さんでございます。以上、7名につきましても、地区の推薦委員会の推薦をいただきまして、町に推薦いただきましたので、今回議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

議 長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、同意第3号については同意することに決定いたしました。

日程第21「委発第1号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、委発第1号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

それでは、委発第1号、大和町議会議長大須賀 啓殿。

大和町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長職が廃止となり、教育長が教育委員会を代表することとなったため、所要の改正が必要となるものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

ごらんのように、改正内容は第19条のうち下線を引いた部分の教育委員会の委員長を教育委員会の教育長と改めるものでございます。

それでは、戻っていただきまして2ページ、ごらんいただきたいと思います。

附則として、1の条例の施行期日は平成27年4月1日からとするものでございます。

また、2の経過措置といたしまして、この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定による場合においては、改正前の大和町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議員の派遣について」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第23「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時48分 閉 会

